

玉議第 62 号
令和元年10月24日

玉 村 町 長 角田紘二 様
玉村町教育長 角田博之 様

玉村町議会議長 高橋茂樹

政策提言書の提出について

玉村町議会では、各常任委員会（総務経済・民生文教）において、それぞれの所管事項に関する調査・研究を行っており、町内外の所管事務調査結果や委員会における議論等を踏まえ、別紙のとおり政策提言書を提出いたします。

町長には、本提言が議会の総意としてまとめられたものであることを認識され、実現に向けた取り組みを推進するよう要望します。

なお、本政策提言に対する町の検討結果や対応については、令和2年2月21日までに書面にて示されるよう求めます。

政策提言書

(令和元年度)

提言 1 総務経済分野：①町営住宅について

②下水道整備について

提言 2 民生文教分野：①消防団の再編整備について

②外国人児童生徒の教育について

令和元年10月24日

玉村町議会

総務経済分野の提言

①町営住宅について

町営住宅は地方公共団体等が国の補助を受け整備している賃貸住宅であり、住宅に困窮する低額所得者等に対して、低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与している。また、町営住宅は人口増などを背景に集中的に整備されており、その多くは老朽化し更新時期を迎えている。

玉村町においても町営住宅の多くが耐用年数を既に経過、または経過しつつあり、老朽化が進んでいる。町では「公共施設等総合管理計画」及び「玉村町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、老朽化した町営住宅の維持管理を行っているが、十分とは言えない。

町営住宅には現在も多くの住民が住み、また入居待ちも発生していることから、これらニーズに早急に町は対応し、町の将来を見据えた町営住宅事業を積極的に実施すべきである。

以上のことから、次のとおり提言する。

1. 個別改善を計画的かつ積極的に進め、入居希望待機者の減少及び待機日数の減少を図り、人口流出の防止に繋げること。
2. 老朽化している町営住宅の解体撤去を早期に実施し、土地の有効活用に努めること。

②下水道整備について

下水道整備は生活環境の改善や河川の水質保全等に必要不可欠であり、整備には長い年月と多くの費用を要するが、住民の利便性と公衆衛生の向上のため、早期に全町整備を進め、将来にわたって安定的に下水道事業を運営していかなくてはならない。

しかし、昨年度末の本町の下水道普及率は81.5%であり、約2割の未整備地区もあるなど地域によって整備状況に大きな差が見られる。また、整備地区内に未接続世帯が見受けられるため、早期接続に向けた取り組みが必要である。

以上のことから、次のとおり提言する。

1. 下水道の普及率については、地域に差が生じており不公平感があるため、未整備地区の整備を積極的に進め、早期の全町整備を図ること。
2. 整備済み地域の未接続世帯に対する接続の促進を強化し、接続率の向上を図ること。

民生文教分野の提言

①消防団の再編整備について

本町の地域防災の中核を担う玉村町消防団は、昭和36年12月に全10個分団体制となった後、昭和45年4月には定数が155名となり、現在に至っている。

この間、社会を取り巻く状況は大きく変化し、玉村町でも消防団員の主力となる生産年齢人口が平成25年以降年々減少するなど、消防団員の担い手不足の問題が生じており、平成31年度当初には初めて欠員が生じた。

また、産業構造の変化に伴い消防団員の就業形態も大きく変化し、かつては農業や自営業を営む団員が多かったが、現在では被用者（サラリーマン）の団員が85%と大多数を占め、日中の火災時に迅速に対応できない団員が増えていることも大きな問題となっている。

さらに、築年数が40年以上経過した分団詰所の建て替えや購入後20年を経過した消防ポンプ車両の更新など、施設及び車両の老朽化への対応も喫緊の課題となっている。

このように、消防団を取り巻く環境には課題が山積しているが、いつどこで発生するか分からない火災や、近年、多発・大型化する自然災害に対応し、地域の安全・安心を守る消防団の役割が今後も重要であることに変わりはない。

以上のことから、次のとおり提言する。

1. 消防団の再編整備について、団員の担い手不足や老朽化した施設等の更新費用の削減に対応するためだけの消極的な再編ではなく、地域防災力の充実・強化につながる積極的な再編整備とすること。
2. 再編については、消防団員だけではなく、消防署等の関係機関や地域住民の意見を丁寧に聞き、慎重に進めること。

②外国人児童生徒の教育について

国は少子高齢化に伴う労働力人口の不足を外国人労働者の受け入れ政策を見直すことにより手当てしようとしている。このような背景のもと、出入国管理及び難民認定法（入管法）が改正され、平成31年4月1日に施行された。これに伴い本町の外国人児童生徒も増加傾向にある。

本町における外国人児童生徒の教育において中核的な機能を果たす日本語教室の入室者数もここ数年で急増し、開設当初の2倍以上となっている。また、近年は東南アジア国籍の児童生徒が増加するなど、対応言語も多様化している。

外国人児童生徒数の増加や言語の多様化に伴い、現在の日本語教室の体制は限界に近づきつつある。

一方で外国人労働者の受け入れに対する更なる規制緩和も考えられ、外国人児童生徒は今後も増加が見込まれる。

以上のことから、次のとおり提言する。

1. 増加する外国人児童生徒の日本語指導に対応するため、現在、中央小学校だけに開設されている日本語教室を、新たに中学校にも開設するなど、更なる体制の整備を図ること。
2. 外国人児童生徒の受け入れは、指導を直接担当する教員の取り組みのみで円滑に行えるものではなく、全学校での取り組みが必要である。このため、各学校において教職員全員の共通理解を図りつつ協力を得られるための体制づくりを図ること。